

LPガス災害対策マニュアル

第3次改訂版

参考資料

Ⅱ章 LPガス災害対策に係る体制整備等 関係資料

【都道府県協会別中核充てん所一覧表】

令和5年1月31日
(一社)全国LPGガス協会調べ

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
1	北海道	1 (株) ホームエネルギー北海道 札幌センター	石狩市新港南3-705-4
2		2 (株) ホームエネルギー北海道 釧路センター	釧路市星が浦南1-1-10
3		3 (株) ホームエネルギー北海道 函館センター	北斗市七重浜7-6-3
4		4 (株) ホクタン	稚内市緑1-1-5
5		5 ミライフ北海道 (株) 苫小牧基地	苫小牧市一本松町7-8
6		6 (株) エネサンス北海道 函館工場	北斗市追分3-6-1
7		7 エア・ウォーター・テクノサプライ (株) 旭川ハローガスセンター	旭川市永山町6-18-1
8		8 エア・ウォーター・テクノサプライ (株) 室蘭ハローガスセンター	室蘭市港北町1-2-20
9		9 エア・ウォーター・テクノサプライ (株) 帯広センター	帯広市西22条南1-3
10		10 (株) エネルギーサプライ 石狩センター	石狩市新港中央4-3740-1
11		11 (株) エネルギーサプライ 大曲センター	北広島市大曲工業団地2-4-6
12		12 伊藤忠エネクスホームライフ北海道 (株) 富良野工場	富良野市南町5-41
13		13 アストモスリテイリング (株) 北海道カンパニー	北見市東相内309
14	青森県	1 伊藤忠エネクスホームライフ東北 (株) 青森支店	上北郡おいらせ町青葉5-50-1727
15		2 (有) 下北ガス	むつ市南赤川町10-27
16		3 ENEOSグローブエナジー (株) 青森東充填所	青森市大字野内字浦島84-1
17		4 NXエネルギー東北 (株) 青森支店 浪岡ガスターミナル	青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡12-17
18		5 カメイ物流サービス (株) カメイ八戸ガスターミナル	八戸市豊洲2-38
19		6 アストモスリテイリング (株) 東北カンパニー青森支店青森充填所	青森市浪岡大字大釈迦字前田76-1
20	秋田県	1 ENEOSグローブエナジー (株) 北日本支社大館充填所	大館市大字川口字上野89-2
21		2 タプロス (株) 秋田充填所	秋田市寺内字神屋敷295-48
22		3 (株) 山二横手充填所	横手市安田字八王寺108-7
23	岩手県	1 NXエネルギー東北 (株) 岩手支店日詰ガスターミナル	紫波郡紫波町南日詰字箱清水127-1
24		2 カメイ (株) 盛岡ガスターミナル	盛岡市湯沢10地割48-40
25		3 カメイ (株) 一関ガスターミナル	一関市赤萩字桜町175
26		4 (株) 丸片ガス	北上市村崎野20地割80
27		5 (株) ホームエネルギー東北盛岡センター	紫波郡矢巾町大字広宮沢第一地割字上山276
28		6 泉金物産 (株) 宮古支店	宮古市上鼻2-1-25
29		7 北良 (株) ガスセンター	北上市和賀町後藤2地割106-160
30	山形県	1 NXエネルギー東北 (株) 山形支店神町ガスターミナル	東根市神町西2-1-41
31		2 カメイ (株) 山形ガスターミナル	天童市石鳥居1-1-154
32		3 カメイ (株) 鶴岡ガスターミナル	鶴岡市茅原町28-51
33		4 (株) エフエス二十一	山形市漆山字東854

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
34	宮城県	1 伊藤忠エネクスホームライフ東北（株）宮城支店	仙台市宮城野区扇町3-1-35
35		2 カメイ（株）気仙沼ガスターミナル	気仙沼市東中才139
36		3 カメイ物流サービス（株）カメイ塩釜ガスターミナル	宮城県塩釜市真山通2-9-1
37		4 （株）アストモスガスセンター東北扇町営業所	仙台市宮城野区扇町 1-7-8
38		5 （株）ホームエネルギー東北仙台ガスセンター	仙台市若林区卸町東4-2-8
39		6 ミライフ東日本（株）石巻基地	石巻市鹿又字山下西37-3
40		7 ロジトライ東北（株）古川事業所	大崎市古川沢田字立海道68-9
41		8 熊谷燃料住設（株）	登米市迫町佐沼字北散田120-1
42		9 （株）エネサンス東北古川支店	大崎市古川穂波2-3-4
43	福島県	1 ENEOSグローブエナジー（株）福島支店	会津若松市町北町大字始字深町80- 1
44		2 カメイ物流サービス(株)カメイいわき総合ガスターミナル	いわき市常磐岩ヶ岡町沢目66-4
45		3 （株）アストモスガスセンター東北福島営業所	福島市瀬上町字中新田3-1
46		4 イワタニセントラル福島（株）郡山支店	郡山市田村町下行合字田ノ保下1-20
47		5 ミライフ東日本（株）法人事業部 福島エリア	郡山市南 1-23
48		6 ロジトライ東北（株）本宮事業所	本宮市荒井字恵向60-12
49		7 会津ガス（株）	会津若松市神指町大字南四合字オノ 神325-1
50	栃木県	1 （株）ザ・トーカイ宇都宮支店	宇都宮市川田町1080
51		2 栃木液化ガス(株)	大田原市紫塚1-14-13
52		3 堀川産業(株)宇都宮工場	宇都宮市針ヶ谷町502-1
53		4 （株）ホームエネルギー首都圏鹿沼センター	鹿沼市茂呂北野2545-13
54		5 ミライフ(株)北関東支店	下野市下古山3261-4
55		6 （株）ホームエネルギー首都圏小山センター	小山市大字梁2075-6
56		7 （株）石澤商店 LPG充てん工場	栃木市大宮町2190-1
57	茨城県	1 （株）エネライフ 茨城支社日立充配センター	日立市留町1270-54
58		2 （株）ミトレン 河和田営業所	水戸市河和田町4381-17
59		3 （株）エネアーク関東 茨城支店	ひたちなか市長砂636
60		4 ミライフ(株)常陸基地	常陸大宮市工業団地651-1
61		5 大丸エナウイン(株)関東支店	かすみがうら市上稲吉山神1791-12
62		6 （株）サイサン 阿見営業所	稲敷郡阿見町小池651-1
63		7 塚本産業(株)	牛久市牛久町3300
64		8 堀川産業(株)茨城工場	取手市清水175
65		9 NX商事(株)水戸LPガス事業所	那珂市菅谷4458-81
66		10 日東燃料工業(株)茨城ガスセンター	つくば市南中妻清水頭506-1
67		11 関彰商事(株)下館LPGセンター	筑西市玉戸1012-6

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
68	千葉県	1 (株)ファインエナジー 千葉営業所	八街市大谷流841
69		2 (株)アストモスガスセンター千葉 白井事業所	白井市平塚2776-3
70		3 (株)エネサンス関東 柏事業所	柏市高田字中ノ台1063
71		4 アイエスジー(株)	八街市八街い187-80
72		5 ミライフ(株)富里基地	富里市美沢8-1
73		6 日東燃料工業(株)茂原ガスセンター	長生郡長生村七井土1457-1
74		7 八日市場瓦斯(株)	匝瑳市八日市場ハ891
75		8 (株)池田商店 LPガス充てん所	富津市上後276-1
76		9 (株)ホームエネルギー東関東 千葉センター	白井市中302-1
77	埼玉県	1 (株)アルトス 騎西事業所	加須市戸崎311-10
78		2 ENEOSグローブエナジー(株)東武支店	北葛飾郡杉戸町本郷1166
79		3 北日本物産(株)熊谷営業所	熊谷市御稜威ヶ原字東山284-9
80		4 ゲッドライフサーラ関東(株)北関東支店所沢営業所充填場	所沢市小手指台8-3
81		5 (株)サイサン ガスワンパーク上尾	上尾市平方領-家639
82		6 佐藤興産(株)三橋事業本部充填所	さいたま市大宮区三橋1-1068-2
83		7 (株)ザ・トーカイ川越支店	川越市芳野台1-103-21
84		8 ジャパンエナジック(株)松伏事業所	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-3-11
85		9 ミライフ(株)武蔵基地	狭山市広瀬台2-1-1
86		10 (株)シライシ 埼玉西支店	狭山市新狭山1-12-9
87		11 田島石油(株)熊谷事業所	深谷市瀬山558
88		12 東上ガス(株)首都圏統轄支店	富士見市水谷東3-9-1
89		13 日東燃料工業(株)埼玉ガスセンター	戸田市美女木北2-5-3
90		14 日本瓦斯(株)埼玉工場	久喜市菖蒲町6000-2
91		15 (株)福寿屋	秩父郡横瀬町横瀬4282-1
92		16 フジオックス(株)越谷工場	越谷市大間野町5-10
93		17 (株)ホームエネルギー首都圏 川越ガスセンター	川越市の場1735-1
94		18 堀川産業(株)越谷工場	越谷市増森1-6-1
95		19 堀川産業(株)草加第二工場	草加市花栗3-28-7
96		20 堀川産業(株)羽生工場	羽生市町屋字本村325-1
97		21 ジャパンエナジック(株)草加事業所	草加市稲荷1-9-13
98		22 レモンガス(株)埼玉支店	東松山市新郷88-43

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
99	群馬県	1 (株)サンワ 沼田営業所	沼田市屋形原町506
100		2 (株)サンワ 邑楽営業所	邑楽郡邑楽町篠塚1333-1
101		3 (株)ホームエネルギー首都圏 前橋センター	前橋市天川大島町287-2
102		4 ジャパンエナジック(株)前橋事業所	前橋市大渡町1-10-5
103		5 (株)シバヤマ 白石充填所	藤岡市白石1551-1
104		6 (株)徳永 吾妻工場	吾妻郡中之条町青山528
105		7 (株)エネサンス関東 群馬事業所	佐波郡玉村町大字川井53-5
106		8 日東燃料工業(株)群馬ガスセンター	太田市新田木崎町1470-1
107		9 (株)スナガ 大間々工場	みどり市大間-町大間-1757-4
108		10 岡毛丸善(株)館林LPG基地	館林市下早川田町250-1
109	東京都	1 ミライフ(株)城東店	江東区枝川3-8-12
110		2 日東燃料工業(株)東京ガスセンター	足立区六木1-19-13
111		3 富士瓦斯(株)	世田谷区上祖師谷4-36-16
112		4 東京燃料林産(株)東京西支店	昭島市武蔵野2-6-25
113		5 (株)ホームエネルギー西関東 東京センター	福生市武蔵野台1-27-1
114		6 垣見油化(株)瑞穂充填所	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷458
115		7 清水燃料(株)今井充填所	青梅市今井3-6-16
116		8 伊吹石油ガス(株)	羽村市五ノ神357
117		9 (株)日本エネルギー MIYAMAブルーガス・センター	八王子市美山町2161-28
118		10 NX商事(株)東京LPガス事業所	八王子市左入町684-1
119		11 アストモスリテイリング(株)関東カンパニー	町田市鶴間7-31-1
120	神奈川県	1 横浜液化ガスターミナル(株)	横浜市鶴見区大黒町12-14
121		2 (株)マルエイ 横浜支店	横浜市緑区上山1-3-2
122		3 (株)クラスタ	横浜市都筑区東方町1698
123		4 レモンガス(株)横浜支店	横浜市緑区三保町593-1
124		5 ENEOSグローブエナジー(株)神奈川支店	綾瀬市吉岡東3-8-39
125		6 NX商事(株)綾瀬LPガス充填所	綾瀬市深谷上8-17-28
126		7 ミライフ(株)南関東支店 藤沢オフィス	藤沢市大庭8150-1
127		8 北日本物産(株)相模原営業所	相模原市緑区西橋本3-11-7
128		9 ミライフ(株)南関東支店 相模原オフィス	相模原市中央区下九沢1096
129		10 (株)トーエル 厚木充填所	厚木市上依知2924
130		11 (株)エネサンス関東 座間事業所	座間市小松原1-10-27
131		12 (株)エネアーク関東 神奈川支店	厚木市金田1321
132		13 (株)古川	小田原市寿町1-2-32
133		14 (株)サガミ	横須賀市衣笠町45-19
134		15 (株)ホームエネルギー西関東小田原センター	小田原市久野3761-1
135		16 (株)セントラルガスセンター 湘南センター	平塚市久領堤1-14

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
136	新潟県	1 (株)カネコ商会 魚沼営業所	魚沼市七日町新田369-1
137		2 (株)ライフコメリ	三条市下須頃1079-1
138		3 北日本物産(株)新発田営業所	新発田市豊町1-4-10
139		4 北日本物産(株)長岡営業所	長岡市中之島字藤山3879
140		5 北日本物産(株)上越営業所	上越市頸城区下吉字本田77-4
141		6 新潟サンリン(株)十日町営業所	十日町市高山三丁目731-2
142		7 橋本産業(株)新潟営業所	新潟市東区榎町130
143	長野県	1 岡谷酸素(株)松本営業所	松本市市場6-20
144		2 伊丹産業(株)長野支店	上田市長瀬2866
145		3 北信ガス(株)	中野市大字西条156
146		4 (株)鈴与ガスあんしんネット 松本事業所	松本市大字笹賀7127-2
147		5 山久プロパン(株)	須坂市臥竜6-24-8
148		6 (株)ホームエネルギー長野 長野センター	長野市東和田749
149		7 サンリン(株)佐久平支店	小諸市大字御影新田字和田原2712-2
150		8 (株)サイサン 中部支店松本営業所	松本市島内川原1666
151		9 NX商事(株)長野LPガス事業所	伊那市西春近下河原5292
152	山梨県	1 (株)鈴与ガスあんしんネット 甲府事業所	甲府市朝気3-21-4
153		2 (株)JOMOプロ関東 山梨支店	甲州市塩山下塩後394
154		3 ENEOSグローブエナジー(株)山梨支店	甲府市下曽根町2643-1
155		4 富岳物産(株)	都留市小形山15-6
156	静岡県	1 (株)ホームエネルギー静岡 掛川センター	掛川市伊達方960-1
157		2 (株)ホームエネルギー静岡 静岡センター	静岡市清水区七ツ新屋373
158		3 エネジン(株)伊東支店	伊東市富戸字栗の木平1097
159		4 日本ガス興業(株)原基地	沼津市原430
160		5 (株)鈴与ガスあんしんネット 三島事業所	沼津市大岡字古関1
161		6 (株)ザ・トーカイ 静岡配送センター	静岡市葵区古庄2-20-25
162		7 静岡ガスエネルギー(株)中部支店 静岡工場	静岡市駿河区池田28
163		8 (株)ザ・トーカイ 田方配送センター	伊豆の国市中627
164		9 (株)ザ・トーカイ 富士宮支店	富士宮市万野原新田3551-1
165		10 サーラエナジー(株)浜北配送センター	浜松市浜北区尾野2784-1
166		11 富士酸素工業(株)本社充填所	富士市津田221-1
167		12 協業組合日和ガス 田方供給センター	田方郡函南町肥田327
168		13 杉本工業(株)	下田市6-37-44
169		14 (株)サイサン 磐田営業所	磐田市西貝塚559-1

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
170	愛知県	1 アストモスリテイリング（株）中部カンパニー藤岡営業所	豊田市北一色町吉原756-46
171		2 ミライフ西日本（株）中部支店名古屋営業所名古屋基地	名古屋市港区中川本町1-1
172		3 豊通エネルギー（株）	豊田市生駒町横山106
173		4 東邦液化ガス（株）岡崎充てん所	岡崎市柱町字下地69
174		5 東邦液化ガス（株）江南充てん所	江南市東野町神田6
175		6 三河商事（株）物流センター	豊田市御船町山の神56-201
176		7 サーラE&L名古屋（株）西三河配送センター	西尾市米津町入船2-58
177		8 東愛知ガス供給ネット（株）	豊川市御津町佐脇浜二号地1-8
178		9 大浜燃料（株）西尾充填所	西尾市山下町東八幡山67-1
179		10 名古屋プロパン瓦斯（株）小牧支店	小牧市大字東田中字上池1251
180		11 （株）あみや商事 新城充填所	新城市大宮字清水1-9
181		12 （株）フジプロ	知立市牛田町遠新切48
182		13 太洋商事（株）	あま市七宝町桂字川向790
183		14 （株）エス・アイ東海	稲沢市下津森町1番地の1
184		15 （株）ホームエネルギー東海 岡崎センター	岡崎市岡町字南棚田 2 8 - 1
185		16 知多高压ガス（株）本社工場	知多市新刀池2-14
186	三重県	1 関西プロパン瓦斯（株）尾鷲営業所	尾鷲市大字南浦1987-13
187		2 （株）マルエイ 四日市支店	四日市市采女町字春雨3210-12
188		3 東邦液化ガス（株）志摩充填所	志摩市磯部町沓掛字体ノ谷7-2
189		4 石井燃商（株）員弁充填所	いなべ市北勢町麻生田1272
190		5 上野ガス（株）本社充填所	伊賀市上野茅町2706
191		6 上野ガス（株）亀山支店	亀山市椿世町字西松547-1
192		7 アポロ興産（株）本社充填所	伊賀市四十九町1140
193		8 三重交通商事（株）伊勢液化ガス営業所	伊勢市鹿海町字圓坊1443
194		9 N Xエネルギー中部（株）三重支店	度会郡大紀町滝原924-2
195		10 （株）エネアーク中部 中勢物流センター	津市高茶屋7-5-52
196		11 （株）ホームエネルギー東海 四日市LPGセンター	四日市市午起2-4-13
197	岐阜県	1 ヤマモトエナジー販売（株）恵那工場	恵那市大井町1213-1
198		2 新日本ガス（株）各務原支店	各務原市蘇原花園町2-25-2
199		3 （株）マルエイ 郡上支店	郡上市大和町神路1877-3
200		4 （株）ホームエネルギー東海 岐阜LPGセンター	岐阜市木田5-55-2
201		5 大垣ガス（株）外濶製造所	大垣市外濶3-53-2
202		6 （株）川甚 大野充てん所	揖斐郡大野町加納西1362-1
203		7 美濃加茂ガス（株）	美濃加茂市前平町1-65
204		8 共栄液化瓦斯（株）	中津川市千旦林814-2
205		9 （株）ヒダエルピーチーグループ	高山市石浦町2-447

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
206	富山県	1 サカキ産業（株）富山総合ガスセンター	富山市高木2481-6
207		2 （株）テルサウエイズ 本社営業所	富山市中大久保349
208		3 北日本物産（株）富山充填所	富山市境野新29-4
209		4 （株）丸八	魚津市北鬼江364
210	石川県	1 ENEOS グローブエナジー（株）石川支店	白山市四ツ屋町1061-1
211		2 北日本物産（株）七尾営業所	七尾市田鶴浜町に部24
212		3 北日本物産（株）金沢支店	金沢市大野町四丁目ソ6-3
213		4 （株）加賀ガスサービスセンター	加賀市加茂町291-1
214		5 伊丹産業（株）金沢支店	金沢市大野町四丁目ソ13
215		6 （株）ホームエネルギー北陸 金沢センター	金沢市大野町四丁目ソ7-1
216	福井県	1 福井ツバメ商事（株）	福井市豊岡1-14-20
217		2 北日本物産（株）福井支店	福井市八重巻町13字国安3-1
218		3 エナジーサポートセンター（株）南福井充填所	福井市花堂東1-13-6
219		4 （株）太陽プロパン	福井市上中町20-10
220		5 A O I エネルギーソリューション（株）サービスセンター	福井市川合鷺塚48-1
221		6 （株）ホームエネルギー 北陸福井センター	越前市栗田部町79-1-5
222		7 ENEOS グローブエナジー（株）福井嶺南支店	敦賀市櫛川85号茶円花1-3
223	滋賀県	1 北日本物産（株）長浜営業所	長浜市曾根町東山森1803
224		2 北日本物産（株）八日市営業所	東近江市上大森町1881
225		3 （株）タナベエナジー	東近江市伊庭町291-2
226		4 （株）東山 近江八幡事業所	近江八幡市馬淵町1672
227		5 伊丹産業（株）滋賀工場	野洲市小篠原844-1
228		6 甲賀協同ガス（株）	甲賀市水口ひのきが丘12
229		7 高島ガス（株）	高島市安曇川町常磐木1105-3
230	京都府	1 伊丹産業（株）京都工場	八幡市上津屋尼ヶ池43
231		2 伊丹産業（株）舞鶴工場	舞鶴市大字長浜801-3
232		3 丹後瓦斯（株）宮津工場	宮津市字須津小字芋谷226-4
233		4 （株）ホームエネルギー近畿 京都センター	南区吉祥院石原堂ノ後町31
234	奈良県	1 大丸エナウィン（株）奈良営業所	大和高田市今里川合方96-8
235		2 西川燃料（株）本社充填工場	御所市2724
236		3 （株）加藤商会	奈良市今市町46-1
237		4 伊丹産業（株）五條工場	五條市住川町888-37
238	和歌山県	1 エコガス（株）	和歌山市船所43
239		2 大丸エナウィン（株）和歌山支店	和歌山市三葛518
240		3 （株）エネアーク関西 和歌山南支社田辺支店	田辺市下三栖1475-137
241		4 南紀プロパンガス（株）	新宮市清水元1-1-9

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
242	大阪府	1 伊丹産業（株）和泉工場	和泉市テクノステージ3-11-1
243		2 伊丹産業（株）門真工場	門真市東田町4-18
244		3 梶野産業（株）充填工場	岸和田市港緑町7-2
245		4 （株）ホームエネルギー近畿 大阪東センター	大東市氷野4-1-25
246	兵庫県	1 伊丹産業（株）神戸工場	神戸市西区見津が丘1-7-4
247		2 伊丹産業（株）三田工場	神戸市北区長尾町宅原1752-1
248		3 三木ガス販売（株）加西工場	加西市鎮岩町301
249		4 三木ガス販売（株）山崎工場	宍粟市山崎町千本屋138
250		5 播磨エナジック（株）	姫路市林田町林谷946-47
251		6 播磨西エナジック（株）	赤穂市加里屋1120-124
252		7 伊丹産業（株）福崎工場	姫路市香寺町溝口980
253		8 伊丹産業（株）津名工場	淡路市木曾上1512
254		9 （株）ホームエネルギー淡路 西淡工場	南あわじ市湊新島1352
255		10 （株）ミツワ 丹波支店	丹波市柏原町柏原2146-1
256		11 三和商事（株）	豊岡市正法寺628
257		12 （株）ホームエネルギー近畿 東播磨センター	西脇市黒田庄町前坂1540-1
258		13 （株）ミツワ	川西市久代 2-2-1
259	鳥取県	1 （株）エネルギーセンター鳥取	鳥取市五反田町5
260		2 （株）ホームエネルギー山陰 米子センター	米子市蚊屋257-1
261	岡山県	1 浅野産業（株）岡山総合事業所	岡山市南区豊浜町13-58
262		2 浅野産業（株）倉敷事業所	倉敷市水島川崎通1-1-7
263		3 浅野産業（株）玉野事業所	玉野市玉原3-20-6
264		4 浅野産業（株）井原事業所	井原市芳井町梶江11
265		5 浅野産業（株）真庭事業所	真庭市中原202-14
266		6 伊丹産業（株）岡山支店	岡山市南区海岸通2-7-11
267		7 伊丹産業（株）津山支店	勝田郡勝央町黒坂485-1
268		8 （株）永燃 東岡山工場	岡山市中区神下429-2
269		9 山陽ガス（株）	岡山市東区上道北方211
270		10 大和マルキガス（株）充填工場	岡山市北区中撫川14
271		11 水島瓦斯（株）	倉敷市水島福崎町3-30
272		12 横山石油（株）エネルギーセンター	岡山市南区海岸通2-5-22
273	島根県	1 山陰酸素工業（株）出雲支店	出雲市長浜町457-8
274		2 伊藤忠エネクスホームライフ西日本（株）石見営業所	江津市都野津町2276
275		3 （株）ホームエネルギー山陰 平田センター	出雲市小津町1319-1
276		4 橋本産業（株）松江営業所	松江市八幡町796-18
277	広島県	1 因の島ガス（株）本社工場	尾道市因島田熊町5037
278		2 エルピーガスネット工業（株）	広島市南区上東雲町18-35
279		3 久野島産業（株）	竹原市下野町東上条2794番地29
280		4 （株）ホームエネルギー山陽 福山センター	福山市瀬戸町大字山北宮の後513

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
281	山口県	1 (株) エナジーサポート山口 玖珂営業所	岩国市周東町上久原308-3
282		2 ヤマサンガス (株) 宇部ターミナル	宇部市大字妻崎開作1849-8
283		3 ヤマサンガス (株) 山口ガスターミナル	山口市吉敷下東3-5-1
284		4 エネックス (株) 宇部充填所	宇部市大字東須恵3861-2
285		5 (株) ホームエネルギー山陽 山口センター	山口市佐山字村山10747-6
286		6 小野田液化石油ガス協同組合	山陽小野田市大字東高泊1561-5
287		7 (株) 三友 新田分室	防府市大字新田字西中ノ町166
288		8 西日本液化ガス (株) 萩支店	萩市大字椿326-1
289		9 高山石油ガス (株)	下松市大字平田111
290		10 ENEOS グローブエナジー (株) 岩国支店	岩国市装束町五丁目3-30
291	徳島県	1 (株) スタン 徳島北事業所	板野郡上板町引野字野神西18
292		2 藤田商事 (株) 脇町充填所	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南146-1
293	香川県	1 大同ガス産業 (株) 三本松営業所	東かがわ市水主4692
294		2 (株) 藤田商店 本社充填所	観音寺市坂本町5-4-5
295		3 横井石油 (株) 坂出基地	坂出市昭和町2-6-18
296		4 横井石油 (株) 小豆営業所	小豆郡土庄町字谷ノ奥乙1177
297		5 高橋石油 (株) 東充填所	木田郡三木町井戸字二条2468
298		6 伊藤忠エネクスホームライフ四国 (株) 東四国支店	高松市香南町由佐824-1
299	高知県	1 土佐ガス (株) 横浜工場	高知市横浜ミソタ 7 721
300		2 伊丹産業 (株) 高知支店	高知市五台山4992-2
301		3 横井石販 (株) 高知基地	吾川郡いの町1428
302		4 (株) ホームエネルギー四国 高知センター	高知市横浜字寺田1531
303		5 伊藤忠エネクスホームライフ四国 (株) 奈半利LPGセンター	安芸郡奈半利町五反島乙3765-3
304	愛媛県	1 エネロ (株) 本社第1・2工場	松山市東石井5-12-25、11-25
305		2 ENEOS グローブエナジー (株) 西日本支社松山支店	松山市南吉田町2576
306		3 エナジー・ワン (株)	松山市大可賀3-1453-11
307		4 (株) 亀岡商店	宇和島市坂下津甲407-19
308		5 大一ガス (株)	松山市高岡町148
309		6 正起ガス (株)	新居浜市観音原町甲6-7
310		7 東予液化ガス (株) 本社工場	今治市東鳥生町5-59

番号	都道府県	整備事業所（充填所）	住所
311	福岡県	1 (株) ツバメガスフロンティア福岡第2工場	福岡市中央区荒津2-3-28
312		2 アストモスリテイリング(株)九州カンパニー 久留米充てん所	久留米市荒木町荒木1977-1
313		3 (株) エコア 西九州ブロック福岡販売支店大野城充填所	大野城市東大利4-5-33
314	佐賀県	1 (株) エコア 西九州ブロック佐賀販売支店佐賀充填所	佐賀市北川副町大字光法1459
315		2 (株) ホームエネルギー九州 佐賀センター	佐賀市久保泉町大字上和泉1191-18
316		3 ENEOSグローブエナジー(株)武雄支店	武雄市武雄町大字武雄1825
317	長崎県	1 (株) ホームエネルギー九州 大村センター	大村市小路口町745
318		2 ENEOSグローブエナジー(株)長崎ターミナル	諫早市津久葉町5-90
319	大分県	1 (株) ホームエネルギー九州 大分センター	大分市豊海1-8-11
320		2 (株) 山国商会	中津市仲代町1-3-1
321		3 (有) 土居燃料	竹田市大字挾田670
322	熊本県	1 (株) Misumi 八代海上基地	八代市大島町5059
323	宮崎県	1 (株) 飯干商事 延岡営業所	延岡市別府町3572
324		2 (株) ホームエネルギーアサヒ	東臼杵郡門川町大字門川尾末字淀原10836-1
325		3 東洋プロパン瓦斯(株)	日向市日知屋字亀川17330
326		4 (株) 協同サービス	日向市財光寺松立1489
327		5 (株) Misumi 宮崎海上基地	宮崎市小戸町92-14
328		6 (株) ホームエネルギー南九州 都城センター	都城市神之山町1857
329		7 南九州液化ガス(株)	串間市大字南方2588-1
330	鹿児島県	1 (株) コーアガス日本 国分工場	霧島市国分下井2363-4
331		2 (株) レモンガスかごしま 鹿屋支店	鹿屋市大浦町11423-1
332		3 南九州液化ガス(株)	肝属郡東串良町池之原1200
333		4 カネダ設備ガス(株)	曾於市財部町南俣24-5
334		5 日米礦油(株)鹿児島支店鹿児島LPガスターミナル	鹿児島市宇宿2-5-7
335		6 (株) Misumi 鹿児島海上基地	鹿児島市南栄3-31
336		7 (株) はしコーポレーション 出水充填所	出水市境町856
337	沖縄県	1 マルキ産業(株)中部支店	沖縄市知花4-48-13
338		2 (株) 白石 南部営業所	豊見城市与根50-52
339		3 浦添ガス工業(株)	浦添市字港川500-15
340		4 宜野湾ガス(株)	宜野湾市長田1-4-1
341		5 (株) 東江ガス 中部支店	うるま市字田場925
342		6 (株) りゅうせき 浦添物流センター	浦添市勢理客4-20-6
343		7 (株) 島三産業	宮古島市伊良部字前里添大長2370-10

【ＬＰガス災害対応中央連絡会議設置要綱】

I 目的

この要綱は、複数の都道府県が被災するような大規模災害が発生した場合に被災地を支援するため、各団体より被災地の情報収集を行い、被災地の具体的な要請内容等を把握し、それらを基に関係する団体との調整を行い、被災地への物資等の提供を行うとともに、被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等に応援や物資の提供等の協力を要請する役割を担うＬＰガス災害対応中央連絡会議（以下、「中央連絡会議」という）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

II 中央連絡会議の事務局

中央連絡会議は、（一社）全国ＬＰガス協会（以下、「全Ｌ協」という）に事務局を置く。

III 中央連絡会議の組織

1. 中央連絡会議は次の中央団体をもって組織する。

団体名（順不同）

- ・ 日本ＬＰガス協会
- ・ （一社）日本エルピーガス供給機器工業会
- ・ 日本ガスメーター工業会
- ・ ガス警報器工業会
- ・ （一社）日本ガス石油機器工業会
- ・ （一社）日本エルピーガスプラント協会
- ・ 日本液化石油ガス協議会
- ・ （一社）全国高圧ガス容器検査協会
- ・ （一社）全国ＬＰガス協会

2. 中央連絡会議は検討内容によっては上記１の団体の一部により開催することができる。
3. 全Ｌ協は必要に応じ、上記１以外の団体又は行政等に参加を求めることができる。

IV 中央連絡会議の設置及び廃止

1. 中央連絡会議は、次のいずれかにおいて、全Ｌ協が必要と認める場合、設置することができる。
 - (1) 複数の都道府県において震度６強以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき。
 - (2) 複数の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき。
2. 中央連絡会議は検討内容によっては上記１の団体の一部により開催することができる。
3. 上記１にかかわらず必要に応じ、関係する行政又は団体の参加を妨げない。
4. 全Ｌ協は、設置した中央連絡会議を存続させる必要が無くなったと認められるときは廃止することができる。

V 中央連絡会議の検討内容

1. 被災地の具体的な要請内容等の把握
2. 上記Ⅲ. 1 を基にした団体間での調整
3. 被災地への物資等の提供
4. 被災地以外の都道府県ＬＰガス協会等への協力要請
5. その他必要な事項

附 則 この要綱は平成２５年１０月１日から施行する。

全Ｌ協保安３０第７８号
平成３１年３月１３日

都道府県協会御中

(一社) 全国ＬＰガス協会

ＬＰガス被災状況報告書の運用等について（お願い）

標記報告書につきましては、昨年１１月１６日開催の専務・事務局長会議以降、全国統一化に向けて各都道府県協会にご意見を伺い、その結果を全Ｌ協保安委員会でご検討いただきました。

この度、新様式を別添のとおりお知らせするとともに、運用に関する事項、関連する要請事項等についても合わせて下記のとおりご案内いたします。

お忙しいところ恐縮ではございますが本件の実施についてご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

１．ＬＰガス被災状況報告書（新様式）の運用について

ＬＰガス被災状況報告書（新様式）および記入マニュアルを添付いたします。各都道府県協が運用している現行の報告様式について、時期を見て新様式への切り替えをお願いいたします。

２．通報訓練の実施について

会員事業者の災害時の協会への報告意識醸成を目的として、新様式を使用した通報訓練（各会員が、被害なしの前提で、協会本部や支部にＦＡＸ等で通報する訓練）を計画し、定期的実施していただくようお願いいたします。

３．市区町村別世帯数調査について

市区町村ごとの被災前世帯数の記載は、概算でも可とする考え方のもと、平時からご準備いただく必要があります。つきましては、次のいずれかの方法による各市区町村の数字をご報告くださいますようお願いいたします。既に調査いただいている都道府県協会におかれましては現状把握しされている数字をご記入ください。

報告概要：６月末日までに全Ｌ協保安部宛（hoan@japanlpg.or.jp）に
Ｅメールでご報告ください。

報告様式：別添 3

①詳細調査（既に実施している場合）

各市区町村のＬＰガス世帯数の概数を会員企業に対して調査して積み上げて得た数字

②保険等のデータによる積算値

保険データ等による各販売店等の世帯数（一般消費者等の数）を全て販売店等の所在する市区町村に当てこんで積み上げた数字

③世帯数データからの類推値

当方で事前に調べた「別添 4 各都道府県の市区町村別世帯数データ」に記載している数字に、地域のＬＰガス世帯数割合（類推値）を乗じて類推した数字

4. 添付資料について

別添 1 災害報告書 事業者⇒県協会

別添 2 災害報告書 都道府県協会⇒全Ｌ協

別添 3 市区町村世帯数報告書

別添 4 各都道府県の市区町村別世帯数データ

参考 1 ＬＰガス関連情報データ 全Ｌ協調会

以上

発信手段：Ｅメール

保安部：高木、片岡

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名	
	電話番号	

LPガス関係被害状況報告（第 1・ 2・ 3・ 4・ 5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項
1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E	車両	無・有	(被害の台数や程度)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可） 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可） 【A-（B+C）】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I：【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入
--

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A：消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B：うち、累積回収本数	本
C：その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D：うち、累積回収本数	本

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名
	電話番号

LPガス関係被害状況報告（第 1・2・3・4・5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。

2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。

3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の)
E	車両	無・有	(被害の)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の)

赤字の箇所は、全L協の報告様式への転記は不要の箇所です。都道府県協会様が会員の被害状況を把握するうえで必要と思い追加しています。

その他、都道府県協会様で必要な事項があれば適宜様式に追加していただければと思います。

全L協への報告事項は必須枠としてご活用をお願いします。

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可）【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可）【A-（B+C）】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I：【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A：消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B：うち、累積回収本数	本
C：その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D：うち、累積回収本数	本

☐ 変更なし

FAX : 03-3593-3700

担当者名

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

☐ 変更なし

(一社) 全国LPガス協会
災害対策中央本部 宛

メール: hoan@japanlpg.or.jp

FAX: 03-3593-3700

協会名

担当者名

LPガス被災状況報告書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所(箇所)	
従業員			容器置場・充填所(箇所)	
合計	0	0	スタンド(箇所)	
			車両(台)	
			パルクローリー(台)	
			合計	0

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	被災地の被災前のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった件数のうち 未復旧件数 (件)
・事前に協会で調査し、あらかじめ記載してください。 ・市町村の消費者区分けが困難であると推測されます。販売店様の消費者ごとの市町村分布まで調査が困難であれば、販売店の所在する市町村にその販売店の全消費者を入れ込んでいただいても構いません。 ・供給前の消費先件数は、市町村世帯数からのLPガス世帯数の類推した概数でも構いません。				
・各事業者の報告の数字を積み上げてください。 ・市町村ごとへの振り分けは、事業者からの報告書の被害概要にある市区町村で判断してください。 (分からなければ報告事業者の所在する市区町村に振り分けしてください) ・供給停止数に対して復旧戸数が0になった時点で復旧完了となります。				
合計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・容器置場等)からの流出本数		
合計	0	0

4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人員	
物資	
要請等	

該当都道府県協会名
調査区分(①～③)

- ① 詳細調査(既に実施している場合)
- ② 保険等のデータによる積算値
- ③ 世帯数データからの類推値

	被災地 市区町村名	被災地に お客様が ある販売 事業所数 【所】	被災地の 被災前の□ お客様件数 (件)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
	合 計	0	0

(一社) 高知県ＬＰガス協会における情報収集体制

- ・高知県では、県内を１３の地域ブロック（他県での支部に相当）とし、各ブロックには、１０事業者程度ごとを単位とする地区を置き日常の協会事業を含め対応願っている。参考資料：別紙１
- ・災害発生時には、販売店⇒（地区長⇒）ブロック災害対策委員（他県での支部長）⇒協会本部という流れを構築、大規模災害時を想定し、各段階でのとりまとめを１０件程度に抑えるよう考慮、また、電話回線の不通時にも二輪車等により伝言できる距離、範囲の件数となるよう努めている。
- ・毎年１回連絡通報訓練を実施し、ブロック区内の被災の有無の第１報を上げる態勢を習得してもらっている、また、訓練を重ねることにより、ブロック災害対策委員の責任の醸成を図ることに繋げている。参考資料：別紙４
- ・被災件数、復旧件数の根拠として、平成１９年度より、前年度末での市町村ごとの消費者件数の実数調査を実施している。資料５－３
- ・協会本部、ブロック災害対策委員、地区長事業所の有線電話は、災害時優先電話としている。（一部、光回線のみの方事業者を除く）

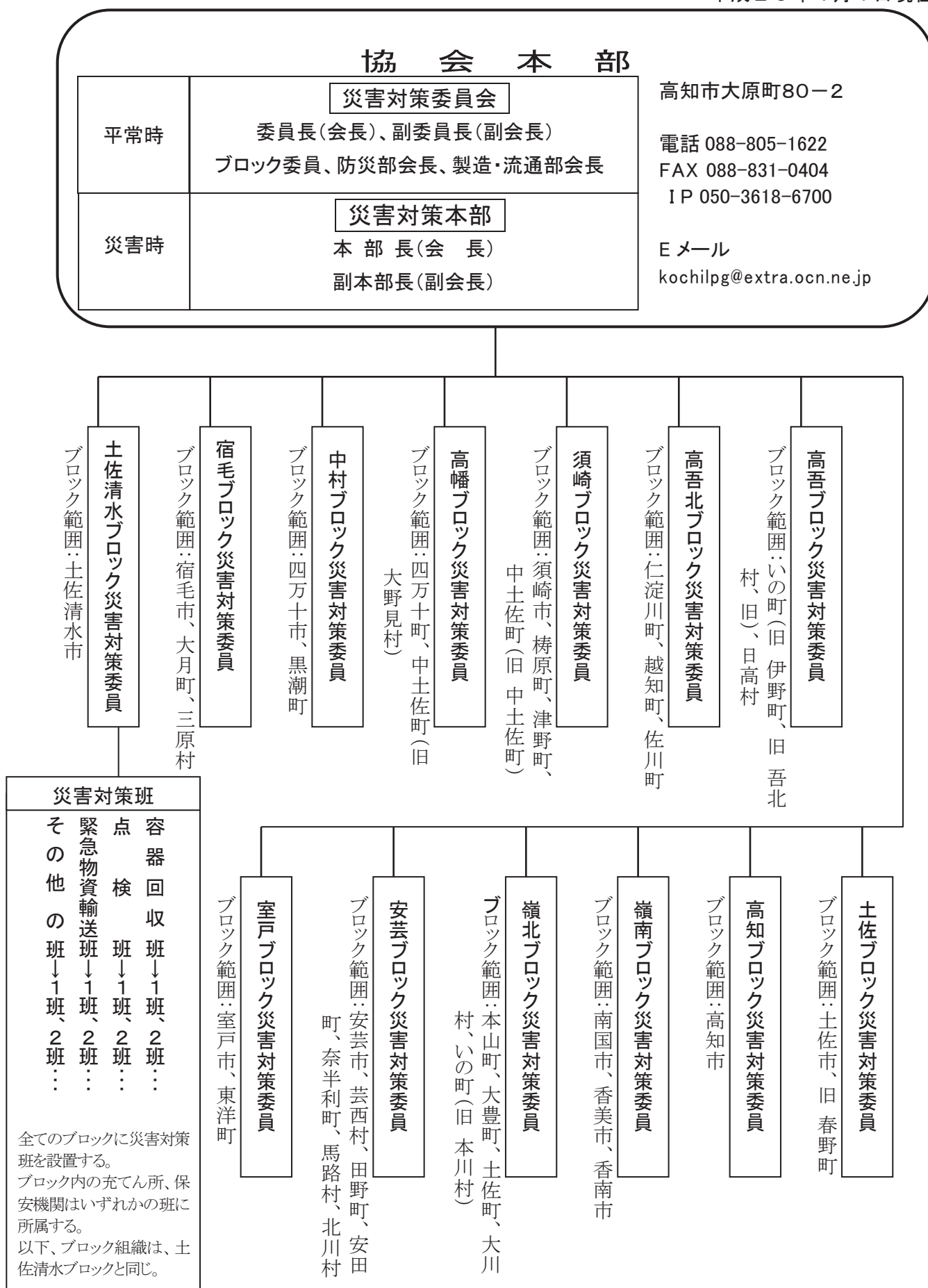
※参考資料 別紙１ 災害対策委員会及び災害対策本部機構図
 別紙２ ブロック指揮系統図（協会への届出様式）
 別紙３ 事業所への掲示様式のイメージ

以上、高知県協会災害対策マニュアル資料編の抜粋

別紙４ 平成２８年度 災害時緊急連絡通報訓練実施報告

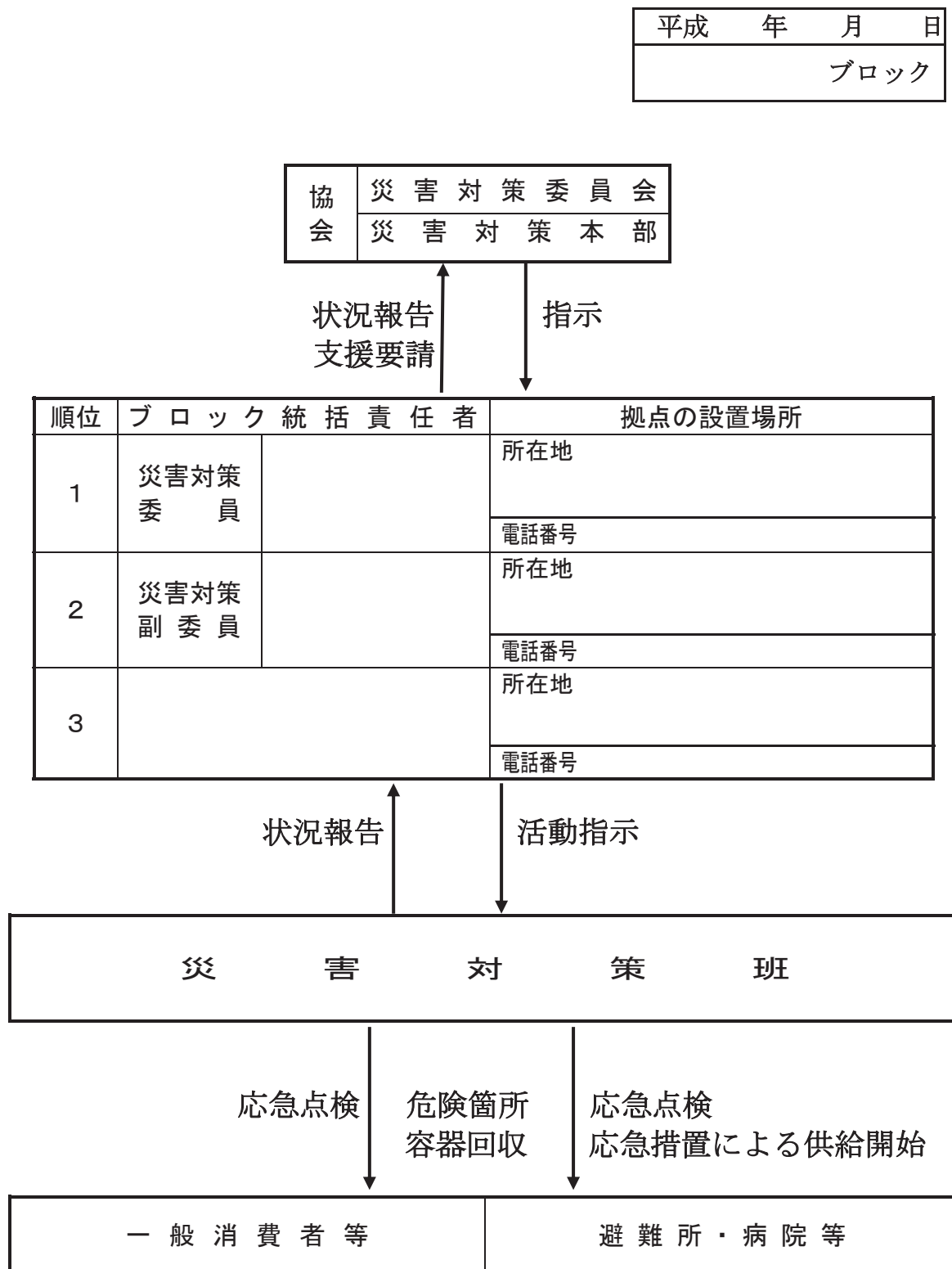
災害対策委員会及び災害対策本部機構図

平成25年4月1日現在



別紙 2

ブロック指揮系統図



※ 災害対策委員（旧支部長）が被災した場合などに備え、ブロック（旧支部）での統括責任者の順位を決めておくこと。

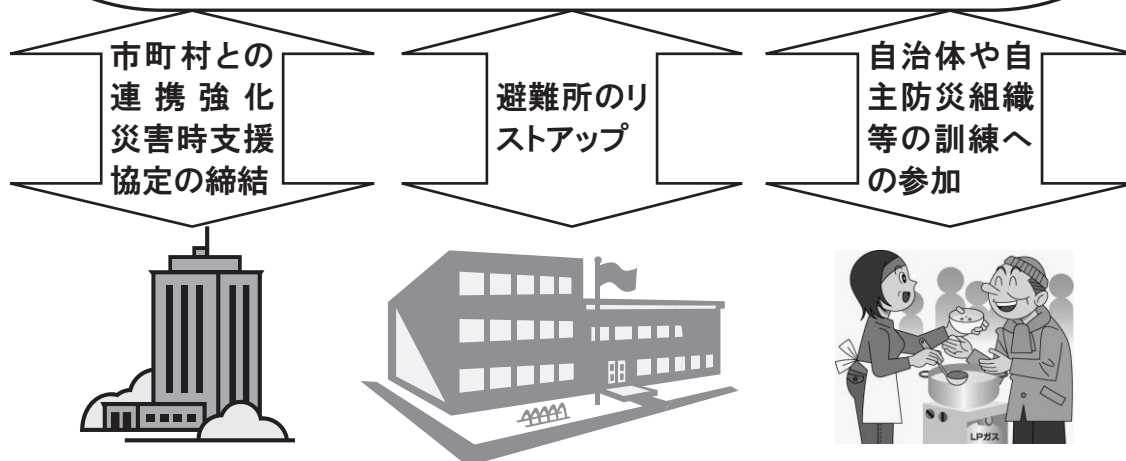
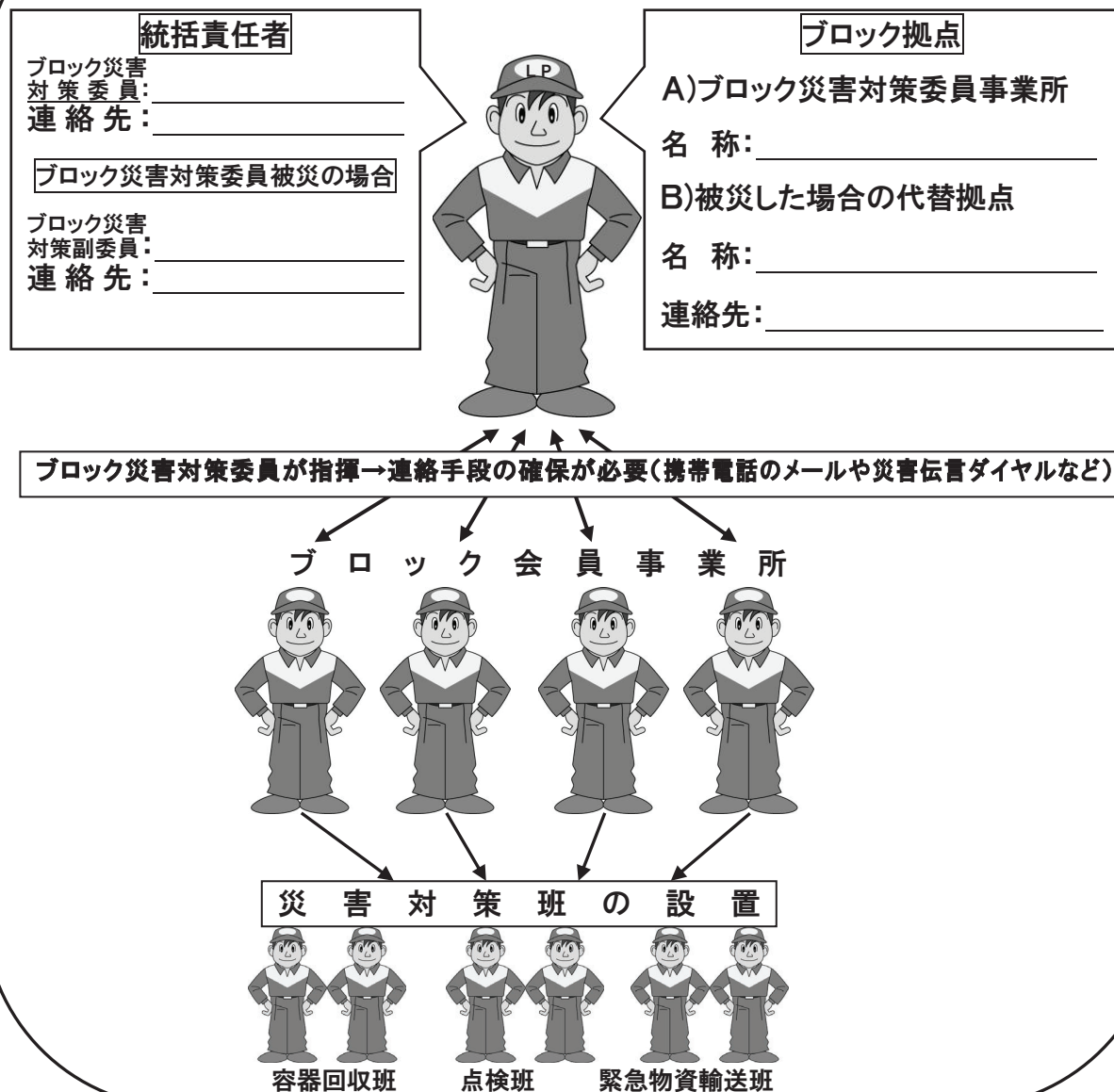
※ 災害対策委員が指揮を行う拠点をあらかじめ決めておくこと。

※ 拠点はブロックでの対策本部としても機能することを勘案しておくこと。



ブロックの体制整備について

ブロック



別紙 4

平成 28 年度 災害時緊急連絡通報訓練

実 施 報 告

訓練実施日：平成 28 年 9 月 1 日（木）

（一社）高知県 L P ガス協会

1. 訓練開始の通知

ファックス送信開始 8 時 55 分～9 時 05 分（ファックス本体記録時間）

メール発信時間 9 時 00 分

※メールアドレス登録のブロック災害対策委員のうち、3 名にメールにて通知。

2. 訓練終了時間と参加事業所数…（ ）は、27 年度実施結果

（1）第一報受信終了 12 時 06 分（12 時 16 分）

13 ブロックの平均 1 時間 24 分（1 時間 49 分）

（2）参加事業所数

・第一報報告時 201 事業所 参加率 76.3%（ブロック申告会員事業所 263）
（195 事業所 参加率 75.9%（ブロック申告会員事業所 257））

・追加報告件数 30 事業所（8 事業所）

・合計 231 事業所 参加率 87.8%（同）
（203 事業所 参加率 79.0%（同））

3. 問い合わせ等

・事業所から「様式がない。」との問合せが 2 件あった。

4. 反省点、参加者からの指摘事項、今後の留意点等

・ブロック災害対策委員は、ブロック内の全ての協会会員正会員事業所に通知すべきところ、一部で一致していないブロックがあった。

以上

避難所の把握と応急対応事業所の選定

高知県協会では、平成19年度よりブロック（他県の支部にあたる。13ブロックを設置）で各ブロック内に設置される避難所をリスト化し、避難所となる小中学校のLPガス設備の確認と避難所設置時に応急点検等の対応を行う事業所「応急対応販売店」を選定しています。

リストは、会員事業所で災害対策マニュアルの資料編に綴じ必要に応じ差替えを行います。

また、選定された事業所は担当校を訪問するなどし、平时に注意いただくこと、災害時の対応等の説明を行っています。

避難所リスト

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。 監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名 _____ :No. _____ 担当： _____ ブロック _____

番号	避難所の名称	住 所	電話番号	厨 房 設 備			対応販売店	対応必要品
				種別	燃焼器具の種別	設備状況		
1								
2								
3								
4								

様式 1 3

避難所リスト（記入方法）

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。 監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名 _____ :No. _____ 担当： _____ ブロック _____

番号	避難所の名称	住 所	電話番号	厨 房 設 備			対応販売店	対応必要品
				種別	燃焼器具の種別	設備状況		
1								
2	市町村で指定する避難所の番号、または、整理番号として記入。	避難所が設置される市町村名を記入。複数枚になる時は、通しナンバーをつける。	LPガスを使用→LP都市ガスを使用→TG電化されている→電気		ガスコンロ2台等	たとえば、LPの場合はコンロは取り外し可能、電化の場合はコンロ設置可能等記入。	ブロックで記入。避難所が設置された際、設備の点検や供給再開に駆けつける担当販売店を記入。	ブロック名称を記入。
3		避難所の所在地を記入。市町村名は欄外に記入しているので、街区からのみで可。例：大原町80ー2						ブロックで記入。販売店が応急対応する際に必要とされるし機材、器具等を記入。
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

集中監視システムの導入による大規模災害時の復旧等奏功事例

■事 業 者： 伊丹産業株式会社

■災害名称： 能登半島地震

■発生日時： 平成 19 年 3 月 25 日 09:42

■地震規模： M6.9 震度 6 強

■震 源 地： 能登半島沖

■消費者数： 16,505 件（直販）、約 20,000 件（卸先）

■主な経過：

03.25 09:42 地震発生、集中監視システムによる S 型マイコンガスメータの感震遮断装置作動（メーター遮断）信号の通報 770 件。

10:40 本社内に災害対策本部を設置し、直販消費者先全数の点検、販売店の状況確認と必要な応援の実施、工場製造施設の点検、簡易ガス特定製造所の点検、埋設管の漏洩検査の実施、L P ガス安定供給のためのローリー手配を決定。併せて、当該決定事項を実行するために関係・系列会社にも人的応援を要請し、応援部隊（本支社等社員 79 名、現地社員 51 名、合計 130 名）を組織。

15:00 メーター遮断した 770 件中、現地社員により 760 件について供給再開。

17:00 応援部隊が現地入り、直ちに復旧点検作業を開始。

18:10 余震（震度 5 強）、16 件のメーター遮断通報あり。

21:00 メーター遮断総数 786 件、全数供給再開。

03.28 12:30 全ての消費者の復旧点検作業を完了。応援部隊の解散。

03.29 09:20 災害対策本部解散

■復旧点検作業の実施状況：

（単位： 件）

日 付	直販(L P)	直販(簡易ガス)	直販(合計)	販売店	備 考
03.25	922	614	1,536	51	簡易ガスは、全て団地への供給(21 団地)
03.26	710	5,166	5,876	252	
03.27	1,592	3,646	5,238	153	
03.28	3,815	40	3,855	294	
合 計	7,039	9,466	16,505	750	

■ま と め：

集中監視システムにより得られたデータを分析し、発信元住所から、どの地域の揺れが大きかったかがつぶさに把握できたため、被害が大きいと予想できる地区に応援部隊を集中的に投入することができ、当日中にはほぼ全数の復旧を完了することができた。

感震機能付き S 型マイコンメータを集中監視することで、正確な地震情報を早く把握でき、有効な対策を講じることが可能となった。

以上

【日本液化石油ガス協議会周知文書】

日液協第24～72号

平成24年12月4日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会

会 長 川 本 武 彦

同 上 保 安 委 員 会

委員長 石 川 公 一

日液協「地震等被害速報」の周知徹底とご協力のお願い

日頃より日液協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、保安委員会で検討を重ねてまいりました「地震等被害速報」についてまとめましたのでご案内致しますとともに、今後、有事発生の場合は別添の「地震等被害速報」用紙を使い、日液協事務局へ報告いただきますようご協力をお願い致します。

なお、この「被害速報」の特徴は以下の通りです。

1. 震度5強以上の場合に報告願います。

……行政への報告は震度5弱からとなっていますが、5弱の場合は出先き事業所所属の都道府県協会へ報告をお願い致します。（従来通り）

昨年の東日本大震災の場合、当初県協会の機能が有効に働かなくて国への情報が上らなかったことを受けて、今後は特に被害が大きい場合は先ず、日液協ルートで直売、タテ系列などの情報を上げてもらいたいとの国の意向に沿った対応を取るためのものです。

2. 充てん所の被害情報（充てん所併設事業所の場合）も同一用紙で報告してもらうことに致しました。

以上主旨をご理解の上、「地震等被害速報」の周知徹底と有事の際にはこの用紙でご報告いただきますようよろしくお願い致します。

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：斎藤・岩田）

nichiekikyo@japanlpg.or.jp 又は FAX 03-3593-3700

日本液化石油ガス協議会 御中

LPガス消費者用
充 填 所 用

(連絡方法:事業所 → 本社 → 日液協事務局)

地震(震度5強以上)等被害速報(第 報)

年 月 日

事業所名			報告者名		
所在地	〒 —				
T E L	—				
発生日時	平成 年 月 日 時 分				
発生地域			規模(震度)		
被害状況	一般消費者関係	(1)対象需要家件数	件		
		(2)ガス漏れ	件		
		(3)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
		(4)建物等の損傷	件		
		(5)上記被害の概要			
状況	充填所関係	(1)LPG設備の損傷			
		(2)建物等の損傷			
		(3)容器転倒・転落等			
		(4)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
備考					

※震度5弱以下等でも被害があった場合は報告をお願い致します。

【地震時の対応の周知例】

地震対応LPガス保安ガイド

**地震が発生
その時の対応は！**



まず身の安全を！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)

揺れがおさまったら



火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをしゃ断します。(ガスを使用していないときは、しゃ断しません。)

安全・安心にお使いいただくために

地震時の対応



**地震発生後の
注意事項**

状況を確認

ガス漏れや避難するとき

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。



※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願いします。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧ください。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会／経済産業省

【マイコンメータ復帰方法の周知例】

ガスの使用を再開するときの安全確認

次の場合はガスを使用すると危険です。

☐ ガス漏れやガスの臭いがないかを確認!

ガス漏れやガス臭いときはガスを使用せず、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。

☐ ガス器具に損傷がないかを確認!

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認してください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。
ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれるなどして、ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し原因が表示されます。



ガス使用中、震度5相当以上の地震が発生した場合。



ガス器具の消し忘れなど、長時間ガスを使用され続けた場合。



ゴム管の外れなどにより、極めて多くのガスが流れた場合。

※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

余震や停電に注意して復帰を行ってください。

ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。



- 器具栓を**すべて閉めて**ください。
- 使っていないガスの元栓が閉まっていることを確認してください。



- 左側の復帰ボタンを押してください。
- 「ガス止」の文字が消えます。



- 液晶の文字とランプが点滅します。
- 1分間お待ちください。
- ※ランプが復帰ボタン部にあるものもあります。



- 液晶の文字とランプが消えます。
- 復帰完了です。
- ガスは使えます。

※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中のガス器具使用 の注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大きいため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス器具

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。
ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働かせません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を閉めて、給湯器の水抜きを行ってください。
水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

LPガス安全委員会 2021.8

【水害時対応の周知例】

水害時対応LPガス保安ガイド

**警戒レベル
4**

**避難指示で
必ず避難**

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません！
警戒レベル5は、すでに災害が発生し避難ができない状況です。

安全・安心にお使いいただくために

水害時の対応

台風や集中豪雨などの大雨によって、冠水や河川が氾濫することがあります。命を守るため日頃から備えをし、早めの避難を心がけましょう。

警戒レベルと避難情報

5	緊急安全確保	災害発生または切迫
4	避難指示	災害のおそれが高い
3	高齢者等避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化
1	早期注意情報	気象状況悪化のおそれあり

「避難」には4つの行動があります。
普段からどう行動するか決めておきましょう！

行政が指定した
避難場所への
立退き避難

安全な
ホテル・旅館への
立退き避難

安全な
親戚・知人宅への
立退き避難

屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

警戒レベル4 警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル3 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

避難するときは

- 器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブを**すべて閉めて**ください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。



LPガス容器は

- 倒れたり流されたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、バルブ、配管等に強風で飛ばされた物が当たらないように対策してください。

※浸水のおそれのある地域においては、くさりの二重掛け等によるLPガス容器流出防止対策が義務付けられています。**対策が不十分な場合はLPガス販売店へ連絡してください。**



- 流出したLPガス容器を見つけた場合は**みだりに触れたり移動したりせず、火気は絶対に近づけない**でください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は最寄りのLPガス協会、消防または容器の外面に記載された所有者へ連絡してください。

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。
 燃焼器の使用は接続方法を間違えるとガスが漏えいする恐れがあります。
 自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。



帰宅後は 被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！
必ず「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

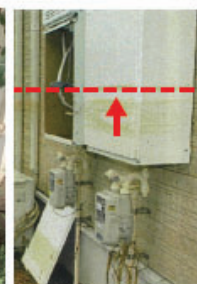
- ガスメーター、調整器、供給管等のLPガス設備およびガス器具が冠水した場合は、**水がひいた後でも**配管等に水が溜まっていたり、損傷している恐れがあります。
- 給湯器が冠水した場合は、使用はせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。



LPガス設備の損傷



濁流にさらわれた容器



冠水した給湯器

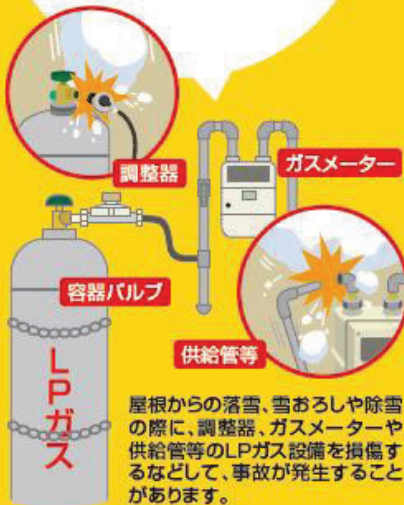
水害後は様々な臭いが発生し、ガスの臭いに気づかない場合があります。

LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

【雪害対応の周知例】

雪害対応LPガス保安ガイド

LPガス設備の
損傷に注意



屋根からの落雪、雪おろしや除雪の際に、調整器、ガスメーターや供給管等のLPガス設備を損傷するなどして、事故が発生することがあります。

雪害事故に注意

安全・安心にお使いいただくために



「LPガス設備が損傷した」「ガス臭いと感じた」…その時の対応は！
 ガスの使用をやめて、すぐに「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

- 器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。
- 安全確認が済むまでガスは使用しないでください。



- 火気は絶対に使用しないでください。着火源となる裸火、換気扇、電気などのスイッチにも絶対手を触れないでください。
- 電気のスイッチは切る時にも火花がでます。切ることもしないでください。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



LPガス設備の確認をしてください

- 容器バルブ、調整器、ガスメーター、供給管等に損傷がないか
- 接続部のはずれ・ゆがみ等はないか



屋外から給排気する燃焼機器は

- 給排気筒がはずれていないか
- 給排気口がふさがっていないか
- 給排気筒の先端が屋外に出ているか

適切に給排気されないと
不完全燃焼をおこし、
危険なCO(一酸化炭素)が
発生します



お隣のLPガス設備にも注意

- 雪おろしの際はLPガス設備のほか、排気筒や給気口を雪でふさがないように注意してください。
- 落下防止対策をとって安全に雪下ろしをしてください。



日頃の対策をお願いします

- 雪が積もる前にLPガス設備の場所を確認しておきましょう。
- 雪囲いや容器小屋の設置をお願いします。
- 緊急時に速やかに対応できるよう、LPガス設備の周辺および通路を除雪しておきましょう。



LPガス雪害事故の多くは容器バルブ、調整器、ガスメーター、供給管等からのガス漏れです。
「ガス放出防止型単段式調整器(折換式)」は、入口接続部が破壊しても遮断弁が作動してガス漏れを防止しますので、雪害対策に有効です。

ここが折れると
ガスを遮断します!



スパナ折ゆタイプ



ハンドル折ゆタイプ

このほか、LPガス設備の雪害対策について、LPガス販売店にご確認ください。

LPガス安全委員会 2022.10

【安全点検票（例）】

安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載名称)	
施設の状況	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部破損 4. 被害なし		
調査状況	1. 調査不能 2. 不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目		判 定	点 検 項 目		判 定
	・容 器			・ガスメータ		
	・容 器 バ ル プ			・メータガス栓		
	・高 低 圧 ホ ー ス			・供給管の漏えい		
	・集 合 装 置					
	・調 整 器					
	・容器の転倒転落防止措置					
消費設備の点検	・配管の漏えい			・中間ガス栓		
	・未使用ガス栓					
	器 具 名 / 項 目	漏 れ	燃焼状態	排気筒等	判 定	
	コ ン ロ					
	湯 沸 器					
	給 湯 器					
	風 呂 釜					
周知の内容	1. 適	使用を許可した。				
	2. 否	使用禁止の措置をした。 改善項目				

※判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。

※業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台 否○台」と記入すること。

【消費者への設備改善のお願い(例)】

設 備 改 善 の お 願 い

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のＬＰガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備に異常がありますので、供給を受けているＬＰガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

日

____月 ____

お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のＬＰガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずＬＰガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからＬＰガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

____月 ____日

【ＬＰガス災害対策要綱（例）】

（一社）〇〇県ＬＰガス協会

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条

この要綱は、災害によって〇〇県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、（一社）〇〇県ＬＰガス協会（以下「ＬＰガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるＬＰガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

（適 用）

第 2 条

この要綱は、次の場合に適用する。

- （1）大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合
- （2）震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- （3）風水害により地域に甚大な被害が発生した場合
- （4）支部等から要請があった場合
- （5）指定地方公共機関としての職務が発生した場合
- （6）その他ＬＰガス協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

第 2 章 組 織

（災害対策本部）

第 3 条

第 1 条の目的達成のため、会長はＬＰガス協会内に〇〇県ＬＰガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 会長がその職務を実行できないときは、総務担当副会長が会長職務を代行する。会長及び総務担当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。
- 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には総務担当副会長をもってあてる。
- 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は常任理事のいずれかをもってあてる。
- 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

第 4 条

本部長が指定したＬＰガス協会支部に、本部長の指示または第２条第１号、同第２号、同第３号のいずれかの事象が発生した場合には、〇〇県ＬＰガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ２ 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地 副本部長は本部長が指名する。
- ３ 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- ４ 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- ５ 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第 5 条

被災地域以外のＬＰガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

第 3 章 職 務

(本部の職務)

第 6 条

本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) ＬＰガス及び関連器材の緊急調達（県との「災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定」を含む。）
- (8) その他

(現地本部の職務)

第 7 条

現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第９条及び第１０条の立案並びに指示
- (6) その他

(職員の職務)

第 8 条

ＬＰガス協会職員は、第３条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備え
るとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるように関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

第 9 条

会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、ＬＰガスによる災害の発生又は災
害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) ＬＰガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

第 4 章 雑 則

(事後処理)

第 10 条

この要綱に定める災害活動等の事後処理は、ＬＰガス関係事業者の責務と協調のもと速や
かに、安全に執り行う。

(費 用)

第 11 条

この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

(細 目)

第 12 条

前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断に
より決定する。

(準 用)

第 13 条

この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

(その他)

第 14 条

この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

【L P ガス災害対策マニュアル（例）】

一般社団法人〇〇県L P ガス協会

このマニュアルは、一般社団法人〇〇県L P ガス協会の制定した「〇〇県L P ガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
 - ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
 - イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
 - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、ＬＰガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、ＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度“６弱”以上の地震が発生した地域又はＬＰガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“５ 応急点検”で定める安全確認によりＬＰガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のＬＰガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“４ 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“６弱”以上の地域及びＬＰガス設備が冠水した地域のＬＰガス設備全てを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
 - b 集合住宅
 - c 一般住宅
 - d 業務用施設
 - e その他
- (3) 応急点検事項
- 応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。
- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。
(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
 - b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどが目視で確認する。
 - c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。
注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。
- (4) 周知
- 応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。
- (5) 不在宅への措置
- 消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

- (1) 災害発生直後の情報収集
- 協会は、県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。また、被害状況を取りまとめ【資料7-1】で全国LPガス協会に報告する。【LPガス被災状況＜緊急＞報告書】
- (2) 会員の報告
- 会員は、〇〇〇内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合は、【資料〇】で各支部事務局へ報告する。【LPガス被災状況報告書 販売事業者→支部】
- (3) 支部の報告
- 支部事務局は、会員からの災害状況報告を【資料7-2】で速やかに取りまとめて協会へ報告する。【LPガス被災状況報告書 支部→協会】
- (4) 復旧状況の報告
- 災害復旧した場合は、【資料〇〇】を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はＬＰガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のＬＰガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、県エルピーガス協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のＬＰガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

【災害時相互応援ルール】（例）

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、【LPガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がLPガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第1条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

- ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県エルピーガス協会（以下「協会」という。）として実施する。
- イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。
- ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

- ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議にて決定する。

【応援者の心構え(例)】

応 援 者 の 心 構 え

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ暖かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「〇〇県エルピーガス協会の〇〇です。LPガス設備の点検にきました。」と、身分並びにLPガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。(身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。)
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
9. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

【応援者が持参する物資等(例)】

応援者が持参する物資等

1. 漏えい検査 機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服 装 等	① ヘルメット ② 安 全 靴 ③ 軍 手・皮 手 袋 ④ 作 業 服 ⑤ マスク
3. その他 必 需 品	① 懐 中 電 灯（予備電池） ② 携 帯 電 話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊 急 工 具 類 （ドライヤー（水害時）） ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

【災害応援者受付表〔県内〕（例）】

災害応援者受付表

年 月 日

支 部 名	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販2・丙化 保安業務員・他	

【災害応援者受付表〔県外〕（例）】

災害応援者受付表

年 月 日

県名(住所)	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【緊急通行車両等届出書類（例）】

年 月 日

(一社)〇〇県LPガス協会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〒 ー
届出事業所名
所在地
連絡電話
担当者名 印

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業所において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業所の会員証と共に返送していただきますようお願いいたします。

記

様式第1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

様式第1

【緊急通行車両等届出 様式例】

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
〇〇県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日		年 月 日	
届出者住所 〇〇〇市中区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		〇〇県公安委員会 印	
事業所名 社団法人〇〇県エルピーガス協会			
(電 話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
氏 名 会 長 〇 〇 〇 〇 〇			
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、若しくは破損場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。		
使用者	住所	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。	
	(所属支部名： 支部)	(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。	
	() 局 番	(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。	
出 発 地	氏 名	(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

- 注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【緊急通行車両等事前届出一覧表(例)】

様式第 2

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 一 覧 表					
申 請 年 月 日		年 月 日			
申 請 機 関 等		一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会 (所属支部名： 支部)			
提 出 先		☐ 警察本部交通規制課 ☒ 警察署			
申 請 車 両		合 計 台			
申 請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	2			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	3			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	4			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	5			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	6			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	7			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	8			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	9			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	10			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	11			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	12			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	13			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	14			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
15			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両		

流出容器等処理要綱

〇〇県LPガス協会「放置容器処理要綱」に加筆（下線部）

1 総 則

第1. 目 的

津波等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながる恐れもあることから、〇〇市町と連携して、〇〇市町に指定された集積所、〇〇県LPガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該LPガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（LPガス容器に限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。
ただし、大規模災害により大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

第2. 事 務 局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は〇〇県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

LPガスを消費した後、所有者又は占有者に引きとられていないLPガス容器。

(3) 充填所等

高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所。

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供出来る充填所。

II 回収及び処理

第4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第5. 通 報

第4により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第6. 回 収

- (1) 事務局は第5の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書<様式1>を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた支部事務局又支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。

- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書(様式2)を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、協会の協力を得て当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第7. 処 理

事務局は第6(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書(様式3)により所有者等に引取り、又は容器譲渡書(様式4)の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のイ)ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号(以下「記号番号」)の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第8. 引 渡 し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第9. 保 管

第7.(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第10. 屑 化

(1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書(様式5)により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。

① 容器所有者等から第7.(1)による容器譲渡書を受領したとき。

② 第7.(2)イ)、ロ)により所有者等不明容器と判定したもの。

③ 第7.(2)による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(3ヶ月後)

(2) 指定集積所等は(1)により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

III そ の 他

第11. 業務の推進体制

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安部会及び卸流通委員会が中心となって推進するものとする。

第12. 施 行 期 日

この要綱は〇〇年〇月〇日より施行する。

年 月 日

流 出 容 器 等 通 報 記 録 書

		整理番号																	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名																	
通 報 者	住 所																		
	氏 名																		
容器の放置場 所の状況 (目標)	放置場所 住所																		
	目 標																		
	放置の状況																		
容器の形状 数 量	<table border="0"> <tr> <td>5 0 kg</td> <td>本</td> <td>5 kg</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>3 0 kg</td> <td>本</td> <td>2 kg</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>2 0 kg</td> <td>本</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 kg</td> <td>本</td> <td>kg</td> <td>本</td> </tr> </table>			5 0 kg	本	5 kg	本	3 0 kg	本	2 kg	本	2 0 kg	本	その他		1 0 kg	本	kg	本
5 0 kg	本	5 kg	本																
3 0 kg	本	2 kg	本																
2 0 kg	本	その他																	
1 0 kg	本	kg	本																
回収依頼先	住所・電話																		
	事業所名																		
回収依頼日	年 月 日 時 分	連絡者																	
備 考																			

年 月 日

〇〇県LPガス協会 殿

事業所名 _____
住 所 _____
電 話 _____
担当者名 _____

容 器 保 管 報 告 書

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所 有 者 等 判 明 容 器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所 有 者 等 不 明 容 器	50kg 本		
	20kg 本		
	30kg 本		
	50kg 本		
	その他 kg 本		

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県 L P ガス協会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿の L P ガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2 週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式 4 の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項・

- ・ 事前に保管場所まで連絡してください。
- ・ 本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）1 ケ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法
第 25 条違反として措置することもあります。

年 月 日

〇〇県ＬＰガス協会長 殿

容器所有（占有）者
住 所
氏 名
印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、
ＬＰガス容器については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号・ 番号					

以上

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県ＬＰガス協会
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状					
容器の記号・番号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

以上

流出容器等処理要綱細則

1. 集 積

充てん所等からの集積は、毎年 2 月・6 月・10 月にそれぞれ実施する。

2. 容器回収等の費用

① 容器回収費

1 本当り〇〇〇円とし、容器回収報告書に基づき協会事業費より支出する。

② 容器引取費

1 本当り〇〇〇〇円とし、引取り者は回収者（集積所）に支払うものとする。

③ 容器集積費

容器保管費については、容器屑化費で賄うものとする。

3. この細則は〇〇年〇月〇日より施行する。

平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2018年7月10日
※最終更新日7月17日

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内・愛媛県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。7月17日時点で、流出した約2400本のLPガス容器のうち、90%以上の2200本以上がすでに回収されています。

・その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水による、LPガス容器の埋没や流出も確認されており回収中です。

・流出や埋没したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

・また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いいたします。

第6管区海上保安庁情報サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kinkyu.html>

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

愛媛県の場合：（一社）愛媛県LPガス協会 TEL：089-947-4744

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpq.or.jp/about/local.html>

LPガスボンベ注意喚起（PDF形式：585KB）

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ

・高圧ガス保安室：（03）3501-1706（直通）

・ガス安全室：（03）3501-1672（直通）

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01.html

経済産業省からのお知らせ

平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。

・その他の地域を含め、流出したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpq.or.jp/about/local.html>

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01-01.pdf

「警戒レベル」について

警報や注意報、避難指示・避難勧告など大雨の際には多くの防災情報が発表される。しかし、複雑でわかりにくい ため、必ずしも住民の避難行動に結びついていないという実態が 2018 年の西日本豪雨で浮き彫りになったことから、国では 2019 年から大雨の際に発表される防災情報を 5 段階のレベルに分けることにした。また、令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)の際、この警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方 で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル 4 の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置付けられ わかりにくいとの課題も顕在化したことから、災対法が改正され、警戒レベル 4 の一本化や、警戒レベル 5 を「緊急安全 確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。(下図参照)

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用

令和3年5月20日(木)から避難情報が変わります！

5段階の警戒レベル

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	情報発信源
警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	市町が発令
~~~~~<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！>~~~~~			
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から <b>全員</b> 避難	
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から <b>高齢者等</b> 避難	気象台が発表
警戒レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、 <b>自らの避難行動を確認</b>	
警戒レベル 1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 <b>災害への心構えを高める</b>	

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

■警戒レベル（説明）

引用：避難情報に関するガイドライン 表2 警戒レベルの一覧表（令和3年5月 内閣府（防災担当））

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）     ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！      ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い     ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難      ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり     ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難      ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者     ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化     ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認      ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ     ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める      ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

## 【行政機関への連絡用文書】

行政機関への連絡用文書：大規模地震用

平成____年____月____日

関係機関様

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

〇〇市〇〇町〇〇-〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２

ファックス〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇４

## 被災地のＬＰガスについてのお願い

この度の地震に際し、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ＬＰガス（プロパンガス）のお客さまには、現在、通行が可能な地域より、当協会会員事業所が順次点検・復旧を開始いたしておりますが、ＬＰガスに関して問い合わせ等ございましたら、下記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 記

大きな揺れの後にＬＰガスを使う前には、ご家庭のＬＰガス設備や器具が損傷している恐れがありますので、販売店の点検を受けてからご使用いただくようお願いいたします。

設備や器具に異常がない状態でガスが出ない時は、ガスメータがガスを遮断していますので、メータ付属の説明に従い復帰ボタンを押してください。

約１分間でメータが安全確認をし、異常がなければ再度ご使用になれます。復帰方法がわからない時には、販売店に確認してください。

復帰ボタンを押してもガスが使用できない場合は、販売店に連絡し、点検を受けてから使用してください。

販売店の連絡先は、ＬＰガス容器、ガスメータ等に記載しておりますが、不明の場合には下記までお願いします。

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会____支部

電話____内

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２ 〇〇市〇〇町〇〇-〇

以上





## 液石法施行規則及び同規則の機能性基準の運用（例示基準）の一部改正について（自然災害対策：充てん容器の流出防止措置）

2021年6月18日  
経済産業省

### 1. 背景

近年、地球規模で気象の極端化等が進み、日本列島スケールにおいて、前線と台風の発達状況（強度、ルート、移動速度等）と周辺環境（海面水温、水蒸気量、気圧配置等）は大きく変化し、災害の頻発化・激甚化が進行しています。さらには、線状降水帯の豪雨をはじめ局地化・集中化する気象現象と、地形、土地利用等の条件が組み合わさり、浸水による甚大な被害（充てん容器の流出等）が発生しているところがあります。こうした状況下において、地域の災害リスクの把握（ハザードマップの活用等）と、災害リスクに応じた対策が急務となっています。

### 2. 経緯

自然災害対策については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会、容器流出防止対策検討会（事務局：一般社団法人全国LPガス協会）等において検討を行ってきました。令和3年4月、「液化石油ガス安全高度化計画2030」が策定され、自然災害対策の章において、LPガス事業者は、国が作成する「LPガス災害対策マニュアル」（令和3年3月改定）等を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施することとし、ハザードマップを確認・把握して、「容器転倒・転落・流出防止の鎖又はベルト等の二重掛け」、「鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置」等を徹底する旨が明記されました。

これまで、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下施行規則）第十八条 供給設備の技術上の基準において、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること」が定められ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」（以下施行規則の機能性基準の運用）において、地震対策（容器の転倒防止策等）及び雪害対策（雪囲いによる損傷防止策等）について規定されてきたところです。

### 3. 内容

充てん容器の流出を防止する措置を講ずるため、施行規則及び施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）について、一部改正を行いました。

今回の改正では、施行規則第十八条 供給設備の技術上の基準 に、洪水等の対策として容器流出対策を加え、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。」とし、地域の災害リスクに応じて容器の流出対策を講ずることを定めました。

また、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）において、①対象地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）②具体的対策（例えば、20kgを超える容器にはベルト又は鎖を2本かける、（容器の浮上により鉄鎖等が簡単に外れることを防ぐため）ベルト又は鎖が外れにくい固定金具を使用する等）を追加しました。

項目	内容				
改正省令	浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること				
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。				
流出防止措置	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。     ベルト又は鉄鎖について <table border="1"> <tr> <td>充てん量20kgを超える容器</td><td>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td></tr> <tr> <td>充てん量20kg以下の容器</td><td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td></tr> </table>      ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。	充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。	充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。				
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。				
	(ii) 容器収納庫への保管				

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第9節）を参照のこと。

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

### (供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

イ ～ ハ [略]

ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

二 ～ 二十三 [略]

## 令和3年6月18日付け液化石油ガス法施行規則及び例示基準の改正

### 9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置

規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号二、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、第53条第1号リ

充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 貯蔵施設に置く場合

- ① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。
- ② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。
- ③ 10kg容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。

#### (2) 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合

- ① (1)①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれのない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等(側板下部の通風がよいものに限る。)に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。

- ② 充てん量10kg以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

- ③ 浸水のおそれのある地域においては、(2)②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。令和3年11月30日まではなお従前の例による。令和3年12月1日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。

- (i) ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量20kgを超える容器にあっては1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量20kg以下の容器にあっては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。

- (ii) 容器収納庫に保管すること。

出典：経済産業省ガス安全室 WEB サイト

